

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 209

補助金等名称	消防団組織育成事業			担当課	消防本部 総務課			
予算科目	会計	一般	款	消防費	項	消防費	目	非常備消防費
	小事業	11	団本部・分団等運営交付金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 災害に強いまちをつくりましょう			(市の取り組み)		消防力の向上		

補助金等の概要

分類区分	団体運営補助-市施策補完型	【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	29年度	～(終了) 29年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市消防団組織育成事業推進助成要綱	
補助目的	三田市消防団が災害時における消火、救出、救護、避難等の消防団活動における組織運営、並びに育成及び活性化を図るための行う事業に要する経費の一部を補助することを目的とする。	
補助対象者	三田市消防団本部及び分団	
補助対象事業	1. 三田市消防団本部及び分団運営事務 2. 区有消防運営事業 3. 消防団年末警戒事業 4. 消防団活性化事業	
補助対象経費	1. 消防団本部運営に関する維持管理経費 2. 区有消防ポンプ維持管理費 3. 警戒体制の推進に要する経費 4. はしご演技訓練実施に要する経費	
補助金額 又は補助率	定額(3,650,000)円 ・ 定率(/) ・ その他() 上限額() 千円	

補助金等の交付実績

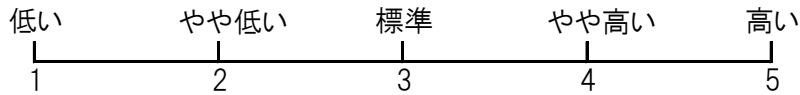
		29年度	28年度	27年度			
交付先		消防団	消防団	消防団			
実施又は運営等に当たって要した費用①		3,650,000 円	3,650,000 円	3,650,000 円			
うち、補助対象経費		3,650,000 円	3,650,000 円	3,650,000 円			
財源内訳	市補助金②	3,650,000 円	100.0%	3,650,000 円	100.0%	3,650,000 円	100.0%
	一般財源	3,650,000 円	100.0%	3,650,000 円	100.0%	3,650,000 円	100.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等) その他収入(参加料・協賛金等) 繰越金						

当該団体の概要

団体等の名称	三田市消防団	所在	三田市・三田市外
資本金等の額		主な財源(活動資金)	補助金・交付金
構成員及び人数	704	設立年月日	昭和33年7月1日
主な活動内容	三田市内で発生する災害に対する消火、救出、救護、避難、捜索等の活動や、火災予防広報活動及び救急講習会等での市民指導。		

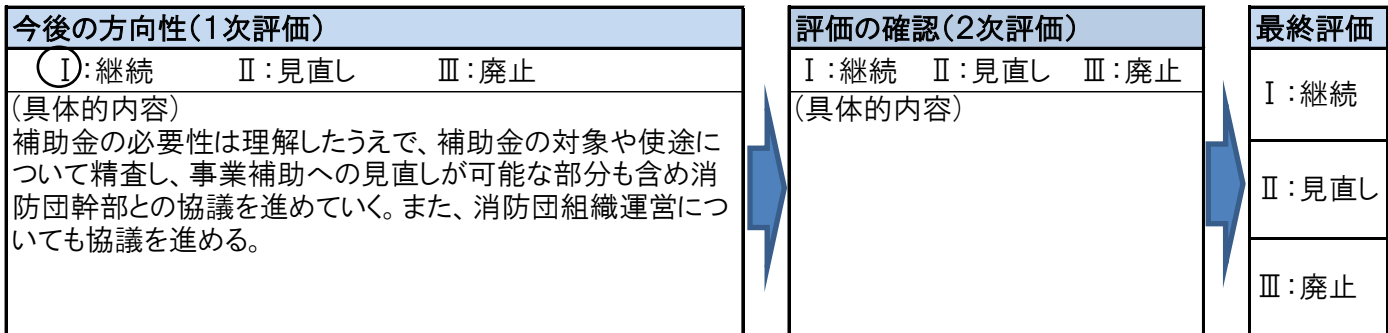
補助金等名称	消防団組織育成事業	担当課	消防本部 総務課
--------	-----------	-----	----------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性(5点)	消防団は昼夜を問わず火災等の災害発生時や、大雨等による警戒活動及び火災予防広報、応急手当の普及指導などの活動を行っており、市民の安心安全に大きく貢献していることから、公益性は高い。		5		
補助の必要性及び有効性(10点)	消防団は災害現場活動や水防警戒配備時には、長時間にわたることが多く、消防団員の活動に必要な通信費や水分補給等に充当しているため公費では支出できない項目を各分団で支出している。また、災害現場や訓練時に使用する資器材の購入にも各分団が支出しているため補助は必要である。 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律においても、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在とされており、地域の防災力の向上に対し有効性は高い。		10		
公平性(5点)	三田市消防団組織育成事業推進助成要綱、第3条に定める別表の基準に準じて交付金を支出することで公平性を確保している。		5		
妥当性(5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(3,650,000円)	a以外の補助率等を採用する理由	他に代替性のない消防団は非常勤公務員として、その活動すべてを本来市の公費で負担しなければならないところであるが、消防団員は地域住民の安心安全ため、ボランティア要素が強く、地域や団員個人に頼っているため、定額の補助率を採用している。	
	消防団員の活動が、災害現場のみならず火災予防広報活動や救急講習会等、地域住民と合同で実施する防災訓練等、多岐にわたっていることを考えると、平成9年から交付金額が据置きとなっている交付金額の増額が必要である。しかし、現在の社会情勢を踏まえると交付金額の増額は困難と思われることから、現状の支出は妥当である。		5		
合計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理
番号 210

補助金等名称	消防水利施設等整備費補助金				担当課	消防本部 総務課		
予算科目	会計	一般会計	款	消防費	項	消防費	目	消防施設費
	小事業	12	消防水利施設等整備費補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 災害に強いまちをつくりましょう			(市の取り組み)		いざという時の備えの推進		

補助金等の概要	
分類区分	団体運営補助—団体支援型 【市単独・ 国県協調上乗せ有 ・国県協調上乗せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	29年度～(終了) 29年度
補助根拠(法令・要綱等)	消防施設強化促進規則、消防施設強化促進規則施行規程
補助目的	消防水利施設整備に係る費用の一部補助し、当該施設の維持管理を促すことで地域防災力を向上させることを目的とする。
補助対象者	三田市内の消防分団及び自治会等
補助対象事業	防火水槽の新設・改修、消防ポンプ購入、器具庫の新築または改築
補助対象経費	消防施設強化促進規則 別表(第2条関係)参照
補助金額 又は補助率	定額()円 ・ 定率(1 / 2) ・ その他() 上限額(消防施設強化促進規則 別表(第2条関係)参照)

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付件数		1		2		0	
実施又は運営等に当たって要した費用①		1,274,400 円		2,354,400 円		0 円	
うち、補助対象経費		1,274,400 円		2,354,400 円		0 円	
財源内訳	市補助金②	400,000 円	31.4%	800,000 円	34.0%	0 円	#DIV/0!
	一般財源	400,000 円	31.4%	800,000 円	34.0%	0 円	#DIV/0!
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	#DIV/0!
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	#DIV/0!
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	874,400 円		1,554,400 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	874,400 円		1,554,400 円		0 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果		30年度		29年度		28年度	
目標値(成果指標)	防火水槽、消防ポンプ、器具庫が常に使用可能な状態にできるような古いもの、故障しているものを更新する。	防火水槽、消防ポンプ、器具庫が常に使用可能な状態にできるような古いもの、故障しているものを更新する。	防火水槽、消防ポンプ、器具庫が常に使用可能な状態にできるような古いもの、故障しているものを更新する。	防火水槽、消防ポンプ、器具庫が常に使用可能な状態にできるような古いもの、故障しているものを更新する。	防火水槽、消防ポンプ、器具庫が常に使用可能な状態にできるような古いもの、故障しているものを更新する。	防火水槽、消防ポンプ、器具庫が常に使用可能な状態にできるような古いもの、故障しているものを更新する。	防火水槽、消防ポンプ、器具庫が常に使用可能な状態にできるような古いもの、故障しているものを更新する。
		29年度		28年度		27年度	
実績値(成果指標)	消防ポンプ1機更新	消防ポンプ1機更新		消防ポンプ2機更新			

補助金等名称	消防水利施設等整備費補助金	担当課	消防本部 総務課
--------	---------------	-----	----------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」とであると判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 地域防災力の強化維持するうえで、それぞれの消防分団及び自治会等のニーズに応じた対応が可能となるため、補助金の支出による対応が最も適切と思われる。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	災害発生に備え、地域コミュニティーの防災力の維持、強化を行うことは公益性が非常に高い。		5		
必要性 (5点)	全国各地で発生している自然災害や大規模火災などに対応するため資器材や拠点施設の整備を行うことは地域防災力の向上につながる。また、南海トラフ大地震等の自然災害が発生する可能性が高まっているなか、共助活動の整備は急務であり必要性は非常に高い。		5		
有効性 (5点)	地域防災力が向上することでその地域はもとより三田市全体としての防災力向上につながり、有効性は非常に高い。		5		
公平性 (5点)	要望に対しては規則に基づき交付することで公平性を確保している。予算以上の要望があれば資機材、設備の状態、周辺地域の事情等を考慮し優先順をつけて交付することとしている。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外() <input type="checkbox"/> c. 定額()円	a以外の補助率等を採用する理由		
	本補助金は消防団や自治会等地域防災の要である組織が管理する防火水槽、小型消防ポンプ、器具庫等の新築及び改修に支出しており、それらを維持管理をしていくうえで欠かせない補助金となっている。今後発生することが予測される南海トラフ地震や集中豪雨等の自然災害に備える地域防災力の強化・維持・管理を市として支援することの妥当性は非常に高い。		5		
合計(25点満点)			24		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。・

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 地域防災力の維持向上は行政と地域の密接な連携により力が発揮されるものである。行政と消防分団及び自治会等が防災の両輪となって防災力の向上へ取り組むことは必要不可欠な事業であり、有事の際の被害を最小限にとどめるためにも、今後も継続して行うことが妥当である。	I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	I:継続 II:見直し III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理 番号	211
----------	-----

補助金等名称	消防業務に必要とする大型自動車運転免許の取得に対する助成			担当課	消防本部 総務課	
予算科目	会計	一般会計	款	消防費	項	消防費
	小事業	10	職員研修費			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 災害に強いまちをつくりましょう		(市の取り組み)		消防力の向上	

補助金等の概要

分類区分	その他	【市単独・国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無】・【地域対象】
補助期間	(開始) 14年度	～(終了) 29年度
補助根拠(法令・要綱等)	消防業務に必要とする大型自動車運転免許の取得に対する助成に関する要綱	
補助目的	三田市消防職員が消防の任務を遂行するために必要な大型自動車運転免許を取得することに対して助成金を交付することを目的とする	
補助対象者	大型自動車運転免許の取得を希望する職員及び所属長の推薦を受けた職員	
補助対象事業	大型自動車運転免許の取得	
補助対象経費	自動車教習所入所費、運転免許試験申請料及び免許証交付申請料	
補助金額 又は補助率	定額()円	定率(2 / 3) ・ その他()
	上限額(158)	千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		2	2	2			
実施又は運営等に当たって要した費用①		416,600 円	426,910 円	563,600 円			
うち、補助対象経費		416,600 円	426,910 円	563,600 円			
財源内訳	市補助金②	277,433 円	66.6%	273,406 円	64.0%	316,000 円	56.1%
	一般財源	277,433 円	66.6%	273,406 円	64.0%	316,000 円	56.1%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	139,167 円		153,504 円		247,600 円	
	下記以外の資金(会費等)	139,167 円		153,504 円		247,600 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		常時大型緊急自動車が運用可能となるよう大型自動車運転免許保有者を維持する。	常時大型緊急自動車が運用可能となるよう大型自動車運転免許保有者を維持する。	常時大型緊急自動車が運用可能となるよう大型自動車運転免許保有者を維持する。
実績値(成果指標)		29年度	28年度	27年度
		大型自動車運転免許 2名取得	大型自動車運転免許 2名取得	大型自動車運転免許 2名取得

補助金等名称	消防業務に必要とする大型自動車運転免許の取得に対する助成	担当課	消防本部 総務課
--------	------------------------------	-----	----------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載)大型緊急車両の安定的運用は市民の安心安全を確保するうえで必要不可欠である。この体制を維持するうえで必要な資格取得に対する経費について補助金を支出することは適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	市民の安心安全を確保するために大型緊急車両が配備されている。これを運用するために不可欠な資格取得に対する補助金であり公益性は高い		5	5	
必要性 (5点)	緊急時全ての大型緊急車両を迅速かつ適正に運用する体制を維持する必要がある。資格取得を業務命令として実施することで有資格者を適正に維持することができ、これにより緊急時の安定的な車両運用が維持できるため必要性は高い。		5	5	
有効性 (5点)	補助を活用することで資格取得者が安定的に確保できており有効性は高い。		5	5	
公平性 (5点)	資格取得に対しては「消防業務に必要とする大型自動車運転免許の取得に対する助成に関する要綱」を定め、この基準に準じて募集し補助金を支出することで公平性を確保している		5	5	
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(2/3) <input type="checkbox"/> c. 定額(円)	a以外の補助率等を採用する理由	業務命令で資格取得をするため全額負担とすべきところ、業務外でも利用可能な資格であり158000円限度に2/3を補助とした。運転免許の区分が準中型等細分化されてきており今後は負担範囲の拡大も検討していきたい。	
	組織として常時大型緊急車両を出動可能な状態を保つ上で、補助金を支出して資格取得させるのは妥当である。業務命令として資格取得を命じる以上は本来は全額負担が妥当であるが、現状は上記のような基準にて補助している。今後は全額負担も視野に検討していきたい。また、運転免許区分で準中型が新設されるなど細分化されてきており、緊急車両の安定的運用を考慮すると補助の範囲を大型から他の区分まで拡大することも検討していきたい。予算の執行状況は繰り越しはなく、用途は大型自動車免許取得に係る経費のみに支出され、各年度要綱通りに執行されている。		5	5	
合 計(25点満点)			25	25	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。▪

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容) 組織として常時大型緊急車両を出動可能な状態を保つ上で、補助金を支出し資格取得させ有資格者を適正に維持するのは妥当であり事業は継続することが望ましい。	I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容) 消防業務に係る資格ではあるが、取得・活用率等の現状も参考に、研修としての負担方法など人材育成的な視点で制度を見直す必要がある。	I: 継続 II: 見直し III: 廃止